

海外勤務者・外国人社員の 給与所得税務の基礎知識と実務ポイント

～国内外所得の課税範囲、各種フリンジベネフィッツなどに関わる税務実務～

●日時● 2015年 6月23日 火曜日 13:00～17:00

●会場● 東京・麹町「企業研究会 セミナールーム」

●講師● 税理士法人 **ザット** 税理士 パートナー **飯塚 天** 氏

アーサーアンダーセン会計事務所を経て現職。

活動分野: 国際税務、M&A、来日外国人に対する税務コンサルティングなど。

税理士 マネージャー **杉谷 利信** 氏

平成18年税理士登録 平成20年税理士法人ザットにシニアアカウントとして入社。

シニアスタッフ **倉本 憲一郎** 氏

平成20年税理士法人ザットに入社。

【税理士法人 ザット】概要

平成13年にアーサーアンダーセン税務部門出身のマネージャー4名がパートナーとなり創立した共同事務所を母体として、平成16年1月に法人化し、現在に至る。日系・外資系企業に対し会計・税務をベースとしたコンサルティングサービスの提供、M&Aのアドバイス、財務・税務デューデリジェンス業務、流動化案件のコンサルティングからSPC管理・業務管理、企業再生計画の作成・実行・フォローアップ、連結納税制度のサポート等、各パートナーの特徴を生かした様々な業種、分野の会計・税務サービスを提供。

【連絡先】新宿区下宮比町1番4号 飯田橋御幸ビル7階 (代表) 03-3513-5950

●本講座の構成

【海外勤務者に関する】

- ・納税義務者の分類
- ・課税所得の分類
- ・課税所得の範囲 など個別要件のポイントを把握

【外国人社員に関する】

- ・給与、賞与の課税方法
- ・租税条約との関わり・フリンジベネフィッツ
- ・所得控除 など個別要件のポイントを把握

●ご参加対象：実務経験 初級●

人事・総務部門、経理部門、海外事業部門、サポート部門などにご在籍の方で：

- ・海外勤務者／外国人社員をめぐる税務用語、実務の特徴、留意点までを基本から体系的に学びたい。
- ・租税条約と国内法上の解釈のポイントを整理して担当実務に反映させたい。
- ・税務実務担当者としての全般的な知識・経験の棚卸をしたい。

●参加要領●

●受講料● 1名 (税込み、資料代含む)

正会員	32,400円 本体価格 30,000円
一般	35,640円 本体価格 33,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日 (開催日1週間～10日前までに) 受講票・請求書をお送り致します。

●申込書を FAX にてご送信いただく際は、FAX 番号をお間違えないようご注意ください。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより [TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問] をご参照下さい。 <https://www.bri.or.jp>

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承ください。

一般社団法人 企業研究会

担当：早瀬 E-mail: hayakan@bri.or.jp
〒102-0083 千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

TEL 03-5215-3512 FAX: **03-5215-0951**

151426-0905※		15・6・23 海外勤務者・外国人社員の給与所得税務の基礎知識	
会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
部課 役職	フリガナ	お名前	

e-mail			
部課 役職	フリガナ	お名前	

e-mail			

13:00

I. 海外勤務社員・外国人社員の日本における課税上の取り扱いの基本

1. 所得税法の基礎体系 ～国内勤務社員の給与所得税務を踏まえて～
2. 納税義務者の判定 ～各居住形態の定義 / 国内における住所の有無の判定～
3. 課税所得の範囲 ～国内源泉所得と国外源泉所得 / 国内源泉所得の概要～
4. 租税条約 ～租税条約の役割 / 租税条約と国内法の概要～

II. 具体的内容

1. 海外勤務者・外国人社員の納税義務者の判定
 - ・ビザ及び外国人登録証と居住形態の関係
 - ・再入国した場合
 - ・外交官家族に関する取り扱い
2. 海外勤務者・外国人社員に対する課税方法 ～源泉徴収と総合課税～
3. 給与、賞与に対する課税方法
 - ・国内源泉所得
 - ・租税条約
 - ・年の中途中で出入国した者の課税方法
 - ・源泉徴収と準確定申告
 - ・年末調整
 - ・内国法人からの役員報酬
 - ・外国法人の役員の取扱
 - ・従業員に対する租税負担
4. 退職金に対する課税方法
 - ・原則的課税と選択課税
 - ・住民税の現年分離課税
5. 海外勤務者・外国人社員のフリンジ ベネフィッツの税務
 - ・現地住宅／家賃補助
 - ・社有車貸与 / 維持費用
 - ・子女教育費補助
 - ・一時帰国旅費
 - ・留守宅手当
 - ・在外手当
 - ・引越費用等
 - ・ストックオプション
 - ・社会保険料
6. その他の所得の課税方法 ～自己所有家屋の社宅利用等～

14:50
休憩
15:00

III. 確定申告 その他

1. 確定申告 ～来日した年・来日の翌年以降及び出国した年の確定申告等～
2. 所得控除
 - ・海外でかかった医療費
 - ・本国の扶養家族と扶養控除
 - ・海外で負担した年金保険料（租税条約の適用がある場合）
3. 住民税 ～来日した年及び出国した年の住民税～
4. その他
 - ・送金課税
 - ・外国税額控除
 - ・源泉徴収義務と法定調書等

《質疑応答は適時実施致します》

※当日の講義進行（Q&A など）により上記時間枠内での時間配分に変更が発生する場合がございます。また、講師と同職種の方はご参加を頂けない場合があります。予めご了承下さい。

17:00

【前回開催での受講者の声 ～アンケートより抜粋～】

- ・役員と従業員で課税方法が違う点に気づきがあった。
- ・法律に基づく説明だったので、税法に対する理解が深まった。
- ・考え方の大枠を理解することができた。
- ・多岐にわたる要点をまとめて理解する機会が大変参考になった。
- ・よく例を挙げて下さったのでわかりやすかった。
- ・給与所得の基本から具体的な事例をまじえて説明をいただき理解しやすかった。
- ・ひとつひとつの説明がわかりやすく理解しやすかった。
- ・全般に課税のポイント、計算式、実情に照らし合わせた説明が参考になりました。 など